



号 外

平成 18 年

3月21日(火曜日)

目次

告 示

字の名称の変更及び区域の新設
字の名称の変更 (自治振興課) 一

公平委員会の事務の受託(二件) (自治振興課) 四

地方自治法施行令の規定による小豆郡小豆島町及び綾歌郡綾川町の区域の人口

告 示

香川県告示第二百二号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定により、小豆島町の区域内において、別表一の下欄に掲げる字の名称を当該上欄に掲げる字の名称に変更し、別表二の下欄に掲げる土地を区域として当該上欄に掲げる字の区域を新たに画し、平成十八年三月二十一日から施行する旨、小豆島町長職務執行者から届出があった。

平成十八年三月二十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

別表一

上欄(変更後の大字)	下欄(変更前的大字)
池田	大字池田
蒲生	大字蒲生
中山	大字中山

別表二

上 欄	下 欄
小豆郡小豆島町馬木字宮山	小豆郡小豆島町苗羽字宮山甲一〇の一から甲一〇の六まで、甲一〇の八から甲一〇の二二まで、甲一一の一から甲一一の一五まで、甲一二の一から甲一二の七まで、甲一三の一、甲一三の三から甲一三の六まで、甲一三の八から甲一三の一一まで、甲一三の一三の八から甲一三の一五まで、甲一四の一から甲一四の七、甲一七の一〇、甲一七の二三から甲一七の二五まで、甲一七の二七、甲一七の二九、甲一七の三〇、甲一七の二八、甲一七の三〇から甲一七の三二まで、甲一九の一、甲一九の三から甲一九の二二まで、甲一九の二四から甲一九の二八まで、甲一九の三〇から甲一九の三二まで、甲二〇の一、甲二〇の三から甲二〇の六まで、甲二〇の八から甲二〇の一一まで、甲二二の一から甲二二の三三まで、甲二三の一から甲二三の八まで、甲二四、甲二五の一から甲二五の四まで、甲二六の一から甲二六の三三まで、甲二六の五、甲二六の八、甲二六の九、甲二六の一一、甲二六の一二から甲二六の二八まで、甲二七の一から甲二七の五まで、甲二七の七から甲二七の一一まで、甲二八の一から甲二八の五まで、甲二九の一から甲二九の四まで、甲三〇、甲三一の一から甲三一の四まで、甲三一の六から甲三一の二〇まで、甲三一の二二から甲三一の二六まで、甲三二の二、甲三二の四から甲三二の八、甲三三の八、甲三三の二一から甲
室生	大字室生
二面	大字二面
吉野	大字吉野
蒲野	大字蒲野
神浦	大字神浦

三三の四まで、甲三四の一から甲三四の七まで、甲三四の九、甲三四の一四、甲三四の一五、甲三六の一、甲三六の二、甲三六の四、甲三六の六、甲三六の七、甲三七の一から甲三七の三まで、甲三七の五、甲三八から甲四〇まで、甲四一の一から甲四一の八まで、甲四二の一から甲四二の四まで、甲四三の一から甲四三の一五まで、甲四四の一から甲四四の六まで、甲四五の一から甲四五の三まで、甲四六の一、甲四六の二、甲四七、甲四八の一、甲四八の五から甲四八の九まで、甲四八の一から甲四八の一五まで、甲四八の二四から甲四八の三八まで、甲四八の四〇から甲四八の四七まで、甲四九の一から甲四九の三まで、甲四九の五、甲四九の七から甲四九の九まで、甲五〇の一から甲五〇の二まで、甲五一の一、甲五一の二、甲五二の一から甲五二の四まで、甲五三の一から甲五三の三まで、甲五四の一から甲五四の三六まで、甲五四の三八から甲五四の五一まで、甲五四の五三から甲五四の六〇まで、甲五五の二から甲五五の一まで、甲五六の二、甲五六の三、甲五九の六、甲五九の八、甲五九の九、甲五九の一、甲五九の一七、甲五九の一八、甲六〇の五、甲六一の三から甲六一の一三まで、甲六一の一七から甲六一の二六まで及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である町有地の全部

小豆郡小豆島町馬木字中越
小豆郡小豆島町苗羽字中越甲九五五の一から甲九五五の三まで、甲九五五の五、甲九五五の六、甲九五七の一、甲九五七の二、甲九五八の一、甲九五八の二、甲九五九の二、甲九五九の三、甲九六〇の一、甲九六〇の二、甲九六一の一、甲九六一の二、甲九六二の一、甲九六二の三、甲九六三、甲九六四、甲九六六の一、甲九六六の二、甲九六七、甲九六九から甲九七一まで、甲九七二の一から甲九七二の三まで、甲九七三から甲九七七まで、甲九七九、甲九八

〇、甲九八三の二、甲九八四から甲九八七まで、甲九八九、甲九九〇、甲九九二の一、甲九九二の二、甲九九二の四から甲九九二の九まで、甲九九三の二、甲九九五の一から甲九九五の三まで、甲九九七、甲九九八、甲九九九の二、甲一〇〇〇の一、甲一〇〇〇の二、甲一〇〇〇の一、甲一〇〇二の一、甲一〇〇二の二、甲一〇〇二の四、甲一〇〇二の五、甲一〇〇三の一、甲一〇〇三の二、甲一〇〇四の一から甲一〇〇四の六まで、甲一〇〇五の一から甲一〇〇五の三まで、甲一〇〇五の六、甲一〇〇五の七、甲一〇〇六の二、甲一〇〇六の三、甲一〇〇七、甲一〇〇一〇、甲一〇〇二の一、甲一〇〇二の四、甲一〇〇三の二から甲一〇〇三の四まで、甲一〇〇四の一から甲一〇〇四の四まで、甲一〇〇五の二、甲一〇一〇一七、甲一〇一〇一八の一から甲一〇一〇一八の三まで、甲一〇一九の一、甲一〇一九の二、甲一〇一九の四、甲一〇一九の五、甲一〇二〇の一、甲一〇二〇の三から甲一〇二〇の六まで、甲一〇二二の一、甲一〇二二の二、甲一〇二二の四、甲一〇二三の一、甲一〇二四から甲一〇二六まで、甲一〇二八、甲一〇二九の一から甲一〇二九の三まで、甲一〇二九の五、甲一〇三〇の一、甲一〇三〇の二、甲一〇三〇の三、甲一〇三〇の四、甲一〇三二の五、甲一〇三三の三、甲一〇三三の五、甲一〇三三の七から甲一〇三三の二〇まで、甲一〇三三の二から甲一〇三三の七まで、甲一〇三三の二〇、甲一〇三三の二一から甲一〇三三の四まで、甲一〇三四の一、甲一〇三四の二、甲一〇三四の三、甲一〇三五、甲一〇三六の一から甲一〇三六の三まで、甲一〇三七の一、甲一〇三七の二、甲一〇三八の一から甲一〇三八の四まで、甲一〇三九の一から甲一〇三九の三まで、甲一〇四〇の二、甲一〇四〇の三、甲一〇四〇の六、甲一〇四〇の八、甲一〇四〇の九、甲一〇四一の一から甲一〇

小豆郡小豆島町馬木字池ノ内

四一の一〇まで、甲一〇四九の一、甲一〇四九の六、甲一〇九四の二、甲一〇九五の二から甲一〇九五の三まで、甲一〇九六から甲一〇九八まで、甲一〇九九の一、甲一〇九九の二、甲一〇〇〇の一から甲一〇〇〇の三まで、甲一〇〇〇の一から甲一〇〇〇の五まで、甲一〇〇二の一、甲一〇〇二の二、甲一〇〇三、甲一〇〇四の二から甲一〇〇四の三まで、甲一〇〇五の二から甲一〇〇五の六まで、甲一〇〇六の一、甲一〇〇六の二、甲一〇〇七、甲一〇〇八、甲一〇〇九の二から甲一〇〇九の三まで、甲一一〇〇の一から甲一一〇〇の四まで、甲一一〇一、甲一一〇二の二、甲一一〇三の二、甲一一〇四の二から甲一一〇四の三、甲一一〇五から甲一一〇七まで、甲一一〇八、甲一一〇九の二、甲一一一〇の二、甲一一一一、甲一一一二の二、甲一一一三の二、甲一一一四の二から甲一一一四の三まで、甲一一一五から甲一一一七まで、甲一一一八の一、甲一一一八の二、甲一一一九の二、甲一一一九の三、甲一一二〇の二、甲一一二〇の三、甲一一二〇の四、甲一一二一の二、甲一一二二の三、甲一一二四の二、甲一一二四の三、甲一一二六、甲一一二九の二から甲一一二九の三まで、甲一一三〇の二から甲一一三〇の八まで、甲一一三〇の三から甲一一三〇の五まで及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である町有地の全部

小豆郡小豆島町苗羽字池ノ内甲一一三一の一から甲一一三一の七まで、甲一一三二、甲一一三三の二から甲一一三三の八まで、甲一一三四の二から甲一一三四の三まで、甲一一三四の七、甲一一三五の一、甲一一三五の二、甲一一三六、甲一一三七、甲一一三八の二から甲一一三八の五まで、甲一一三九の二から甲一一三九の三まで、甲一一四〇、甲一一四一の二、甲一一四二の二、甲一一四三の二、甲一一四四の二、甲一一四三の二、甲一一四三の二、甲一一四四の二、甲一一四五から甲一一四八まで、甲一一四九の二から甲一一四九の七まで、甲一一五〇、甲一一五一の二から甲一一五一の三まで、甲一一五二

の一から甲一一五二の六まで、甲一一五三、甲一一五四、甲一一五五の一、甲一一五五の二、甲一一五七の二から甲一一五七の三まで、甲一一五八の一、甲一一五八の三、甲一一五八の四、甲一一五八の八から甲一一五八の二まで、甲一一五九、甲一一六〇の一、甲一一六〇の二、甲一一六一の二、甲一一六一、甲一一六三の二、甲一一六三の二、甲一一六五から甲一一七八まで、甲一一八〇から甲一一八四まで、甲一一八五の二、甲一一八五の三、甲一一八六、甲一一八七、甲一一八八の一、甲一一八八の二、甲一一八九の一、甲一一八九の二、甲一一九〇から甲一一九四まで、甲一一九五の一、甲一一九六、甲一一九七の一、甲一一九七の三から甲一一九七の六まで、甲一一九九の二から甲一一九九の三まで、甲一二〇〇の二から甲一二〇〇の五まで、甲一二〇一の二、甲一二〇二の二から甲一二〇二の五まで、甲一二〇三の二から甲一二〇三の六まで、甲一二〇四の二、甲一二〇五の二、甲一二〇五の三、甲一二〇七の二、甲一二〇七の三、甲一二〇八の二、甲一二〇九、甲一二一〇の二から甲一二一〇の三まで、甲一二一一の二から甲一二一一の八まで、甲一二一二の二から甲一二一二の三まで、甲一二一三、甲一二一四の二、甲一二一四の二、甲一二一五の二から甲一二一五の四まで、甲一二一六から甲一二一八まで、甲一二一九の二、甲一二一九の二、甲一二二〇、甲一二二二の二から甲一二二二の三まで、甲一二二六から甲一二二六から甲一二二九の二、甲一二三〇、甲一二三六から甲一二三八まで、甲一二三九の二、甲一二三九の二、甲一二四〇、甲一二四一の二、甲一二四二の二、甲一二四三の二、甲一二四四の二、甲一二四五、甲一二四六の二、甲一二四六の二、甲一二四七の二、甲一二四七の二、甲一二四八、甲一二四九の二、甲一二四九の二、甲一二五〇から甲一二五二まで、甲一二五三の二、甲一二五三の二、甲一二五

二五四から甲一二五七まで、甲一二五九から甲一二六三まで、甲一二六四の一、甲一二六四の二、甲一二六五から甲一二六九まで、甲一二七〇の一、甲一二七一、甲一二七二及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である町有地の全部

小豆郡小豆島町馬木字石井	小豆郡小豆島町苗羽字石井の区域の全部
小豆郡小豆島町馬木字坂ノ山	小豆郡小豆島町苗羽字坂ノ山の区域の全部
小豆郡小豆島町馬木字寒風	小豆郡小豆島町苗羽字寒風の区域の全部
小豆郡小豆島町馬木字丸山	小豆郡小豆島町苗羽字丸山の区域の全部
小豆郡小豆島町馬木字今坂	小豆郡小豆島町苗羽字今坂の区域の全部
小豆郡小豆島町馬木字内浜	小豆郡小豆島町苗羽字内浜の区域の全部
小豆郡小豆島町馬木字前林	小豆郡小豆島町苗羽字前林の区域の全部
小豆郡小豆島町馬木字北白石	小豆郡小豆島町苗羽字北白石の区域の全部
小豆郡小豆島町馬木字石休	小豆郡小豆島町苗羽字石休の区域の全部
小豆郡小豆島町馬木字馬木山	小豆郡小豆島町苗羽字馬木山の区域の全部
小豆郡小豆島町苗羽字波戸ノ上	小豆郡小豆島町坂手字波戸ノ上甲六七の一から甲六七の三〇まで、甲六八の三、甲七三の二から甲七三の八まで、甲七四、甲八六の一から甲八六の四まで、甲八八の一、甲八八の二、甲九二の二、甲九三の一、甲九三の二、甲九六、甲九七の一、甲九八の一、甲九九から甲一〇一まで、甲一〇二の一、甲一〇二の二、甲一〇三の一、甲一〇三の二、甲一〇四から甲一〇七まで、甲一〇八の一、甲一〇九の一、甲一一〇、甲一一一、甲一一四、甲一一五の一、甲一一六の一から甲一一六の七まで、甲一一九及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である町有地の全部

香川県告示第二百三号
 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定により、綾川町

の区域内において、次の表の下欄に掲げる字の名称を当該上欄に掲げる字の名称に変更し、平成十八年三月二十一日から施行する旨、綾川町長職務執行者から届出があった。
 平成十八年三月二十一日

上欄（変更後の大字）	下欄（変更前の大字）
畑田	大字畑田
千足	大字千足
陶	大字陶
董原	大字董原
滝宮	大字滝宮
北	大字北
小野	大字小野
羽床下	大字羽床下

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県告示第二百四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十四第一項の規定により、香川県は、小豆郡小豆島町の公平委員会の事務を次の規約により受託する。
 平成十八年三月二十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

小豆郡小豆島町と香川県との間の公平委員会の事務の委託に関する規約
 （公平委員会の事務の委託）

第一条 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第七条第四項の規定に基づき、小豆郡小豆島町（以下「甲」という。）は、同法第八条第二項に規定する公平委員会の事務を香川県（以下「乙」という。）に委託する。
 （経費）

第二条 乙が前条の規定により委託を受けた事務（以下「委託事務」という。）を処理す

る場合において要する経費は、乙が支弁する。ただし、その費用は、甲が負担するものとする。

(その他必要な事項)

第三条 この規約に定めるもののほか、委託事務の処理に関し必要な事項は、甲と乙が協議して定める。

附則

この規約は、甲及び乙が告示した日から施行する。

香川県告示第二百五号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十四第一項の規定により、香川県は、綾歌郡綾川町の公平委員会の事務を次の規約により受託する。

平成十八年三月二十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

綾歌郡綾川町と香川県との間の公平委員会の事務の委託に関する規約

(公平委員会の事務の委託)

第一条 地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第七条第四項の規定に基づき、綾歌郡綾川町(以下「甲」という。)は、同法第八条第二項に規定する公平委員会の事務を香川県(以下「乙」という。)(に委託する。

(経費)

第二条 乙が前条の規定により委託を受けた事務(以下「委託事務」という。)(を処理する場合において要する経費は、乙が支弁する。ただし、その費用は、甲が負担するものとする。

(その他必要な事項)

第三条 この規約に定めるもののほか、委託事務の処理に関し必要な事項は、甲と乙が協議して定める。

附則

この規約は、甲及び乙が告示した日から施行する。

香川県告示第二百六号

平成十八年三月二十一日から小豆郡内海町及び同郡池田町を廃し、その区域をもって同

郡小豆島町を設置すること並びに綾歌郡綾上町及び同郡綾南町を廃し、その区域をもって同郡綾川町を設置することに伴い、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第七十七条第一項第一号の規定による小豆郡小豆島町及び綾歌郡綾川町の人口を次のとおり告示する。

平成十八年三月二十一日

香川県知事 真 鍋 武 紀

町の名称	人 口
小豆郡小豆島町	一七、二五七人
綾歌郡綾川町	二五、六二九人



古紙配合率70%
白色度70%再生紙を使用しています